

虐待防止、および身体拘束等の適正化のための指針

基本方針

株式会社徳正が運営する通所支援事業所では、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。

施設内における虐待防止、および身体拘束等の適正化のために、職員へ研修を実施します。

1.虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権的侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法・児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊厳を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

①身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

②性的虐待

利用者に性的な行為をしたり、させたりすること。

③心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的な言動、その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④放棄・放置

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置、その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2.虐待防止委員会の設置

虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会」（以下「委員会」）を組成します。障害者虐待防止法の趣旨に則り、利用者の生活と自立を妨げることのないよう、虐待防止および身体拘束等の適正化を図ることを目的として設置します。

本委員会の統括管理責任者は管理者とします。

3.委員会の責務

委員会は少なくとも年1回開催します。

委員会は倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発します。また、職員に対する定期的な研修の実施を図るとともに、苦情解決体制など日常的な虐待の防止の取り組みを推進します。

虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するとともに、委員会においても対応します。

4.虐待防止及び身体拘束等の適正化のための職員研修についての基本方針

虐待防止及び身体拘束等の適正化の為の研修は年1回以上実施します。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待防止及び身体拘束等の適正化を徹底します。研修資料、実施概要、出席者等を記録し、書面または電磁的記録により保存します。

5.虐待防止及び身体拘束が発生した時の対応方針

虐待等（疑いを含む）が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、職員等による虐待であったことが判明した場合には、役職の如何を問わず、厳正に対処します。

緊急性の高い場合は市町村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先にします。通報した職員に対して会社や事業所が不利益な取り扱いをすることはありません。

6.虐待発生時の対応に関する基本方針

・職員等がほかの職員等による利用者への虐待を発見した場合、管理者に報告します。

虐待者が管理者本人であった場合は、エリアマネージャーもしくは直接、市町村に相談します。

・報告を受けた管理者は速やかに市町村に報告するとともに、市町村と連携して事実確認を時系列で整理します。

・事実確認後、虐待などの事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則に則り必要な措置を講じます。

7.身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

原則として身体拘束及びそのほかの行動制限を禁止します。しかし、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等（切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ）を行わなければならない場合、手順に従って実施します。

①委員会による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員または関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、支援会議において組織として慎重に（切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たしているか）検討・決定します。身体拘束等を行う場合には、個別支援計画書に身体拘束等の対応及び緊急やむを得ない理由を細かく記載します。

②本人・家族への十分な説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

③行政への相談と報告

身体拘束等を行う場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政機関に相談・報告します。

④必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、その対応及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。

また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々のニーズに応じた個別の支援を検討します。

身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、直近の支援会議・委員会で報告します。

8.利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者またはその家族等はいつでも本指針を閲覧することができます。